

損害賠償請求控訴事件の和解について

県有財産売買契約に係る損害賠償請求控訴事件について、広島高等裁判所岡山支部から県による土地の買戻しを内容とした和解勧告があり、これを受け入れ、本件土地の買戻しを行う。

1 訴訟当事者

・控訴人（第1審原告）

兵庫県姫路市西八代町3番1号
マリンプラザ株式会社 代表取締役 葉田 享敏

・被控訴人（第1審被告）

岡山県

2 係争物件（土地）

備前市日生町寒河字スワ380番39（浜山干拓地内）…次ページ参照

面積：6,194.74m²

3 裁判の経緯

平成15年 9月17日 マリンプラザ㈱と県有財産売買契約を締結

平成18年 2月 8日 マリンプラザ㈱が損害賠償請求訴訟を提起
請求の理由及び内容

- 不燃ゴミ等の埋立地として使用していた事実の説明を受けないまま購入したため、共同住宅建設が不可能となった。
- 契約解除の上、売買代金77,124,513円、関連諸経費19,691,375円及び遅延損害金を支払うこと。

平成19年 2月 7日 第1審判決 原告の請求には理由がないなどとして県勝訴

2月14日 マリンプラザ㈱が広島高裁岡山支部に控訴

10月25日 同高裁から和解勧告

和解勧告理由

- 不燃ゴミ等埋立てに関する県の事前説明も十分とは言えず、歩み寄る余地がある。

4 和解の理由

- マリンプラザ㈱側に共同住宅建設の意思が全くなく、同社が本件土地を所有する限り、当初の売買契約目的である地域振興に資する土地利用の達成は困難と判断した。
- 県有財産売買契約書第11条の規定（買戻特約）により本件土地の買戻しを行う。

5 和解の内容

- 被控訴人（岡山県）は、控訴人との間の平成15年9月17日付け県有財産売買契約書第11条の規定により、本件土地を控訴人から買い戻す。
- 被控訴人は、買戻代金として77,124,513円を控訴人に支払う。
- 控訴人はその余の請求を放棄する。
- 訴訟費用は、1、2審とも各自の負担とする。

備前市日生町浜山干拓地位置図

位 置 図



平 面 図

